

JIS の閲覧・入手に関するお願い

日本産業規格（JIS）は、JIS 原案作成団体等が原案作成を行い、日本産業標準調査会（JISC）による審議等を経た上で、経済産業大臣などの主務大臣が、制定・改正・廃止等を行っています。

JIS の閲覧・入手方法については、JISC 事務局（経済産業省）において、以下の①～③の方法を案内しています。

- ① JISC ウェブサイトにおいて、利用者登録を行っていただいた上で、閲覧いただく。
- ② 経済産業省 産業技術環境局 基準認証政策課・国際標準課・国際電気標準課、各経済産業局、沖縄総合事務局経済産業部にお越しいただき、閲覧いただく。
- ③ 個別の JIS の原案作成団体等から JIS 規格票を購入いただく。

（参考）JIS の閲覧・入手方法について

<https://www.jisc.go.jp/jis-act/reading.html>

現在、JISC ウェブサイト以外にも、JIS を公開しているサイトが複数確認されていますが、JISC あるいは経済産業省はこれらのサイトに関与しておりません。

また、JIS は、著作権法の保護を受ける著作物です。

JIS の利用に当たっては、規格内容の真正性が確保されており、また、著作権者である原案作成団体等から同意が得られている上記①～③のいずれかの方法により、閲覧・入手いただくよう、改めてお願いいたします。

日本産業標準調査会 (JISC) 事務局